

八月ノ両日ニ亘リ出勤時間(午前七時)一時間位ヲ遅刻シ他  
人ハ平素勤簿ニ捺印セシメタルヲ察見シタルノミナラス同  
前會社ノ意ニ及スルカ如キ行動アリタルヲ以テ二月二十二日  
工場長ヨリ解雇ヲ言渡シタルニ因ル

六経過

(1) 工場長 小泉豊次郎ハ二月二十二日正午支部長 高橋正隆  
ヲ招致シ副支部長 坪井三郎ヲ解雇スル旨言渡シタルニ  
日人ハ即夜組合長 原 虎一 執行委員 熊米虎藏等ト  
協議シ上翌ニ十三日午後一時半ヨリ約一時間ニ亘リ支部事  
務所ニ於テ対策協議會ヲ開催シ結果組合側テ日人ヲ三日間  
出勤停止ヲ行ヒタル上副支部長ヲ解任セシムルニトスル  
ヲ以テ解雇ヲ取消サレタキ旨 代表者等ニ工場長ニ交渡  
スルニトニ決定シ 同日午後四時半組合長 原虎一以下ハ

名ハ工場長ト會見 右決定事情ヲ述べ 將來ハ確ニ決意シ  
以テ産業協力を全カク盡ス覚悟ナルヲ以テ再考セラレタシ  
ト懇請シタルが密ルハトコトナラス 遂ニ翌ニ十四日午後  
再會見スルニトシ約シ辭去セリ

(2) 次デ組合側ニアリテハ二十四日午後二時ヨリ予メ支部事務  
所ニ於テ対策ヲ協議シタル結果 結局日人ノ解雇ヲ認ムル  
ニ幹部一同責任ヲ以テ産業協力を努力シ工場内ノ紀律ヲ振  
肅シ其ノ實績アガリタルトヤハ四ヶ月後ニ再就職ヲ保証ス  
ルニトニ重ネテ交渉スルニトニ決定シ同日午後五時ヨリ工  
場長ト會見交渉シタルニ工場長ハ此處テ復職ノ確答ハ出来  
ザルモ諸君ニ其ニ迄ノ決意ガアレバ四ヶ月後ニハ充分考慮  
スル旨ヲ答ヘタルニ一同工場長ノ真意ヲ察トシ解雇ヲ承認  
ノ上退職金ニ百六十二圓四十錢ヲ受取り圓滿解決セリ

右及申報候也